

○東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例

令和五年一〇月六日条例第四一号

(目的)

第一条 この条例は、東京都北区立小学校等において、全ての児童が放課後等を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動を行う場を提供するため、東京都北区放課後子ども総合プランの運営について必要な事項を定め、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業等)

第二条 区長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「放課後子ども総合プラン」という。）を行う。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）
- 二 地域住民等の参画を得て放課後等に行う、学習、体験、交流活動等の事業（以下「放課後子ども教室」という。）

2 区長は、放課後子ども総合プランの実施に当たっては、前項各号に掲げるそれぞれの事業を利用する児童が、相互に交流することができるよう、当該事業の連携及び調整を行うものとする。

(実施場所等)

第三条 放課後子ども総合プランの実施場所並びに育成時間及び実施時間は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

(対象児童)

第四条 学童クラブを利用できる者は、東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）に規定する小学校（以下「実施校」という。）に就学する児童、東京都区内に居住する小学校（実施校を除く。次項において同じ。）に就学する児童その他区長が特に必要があると認める児童で、保護者が規則で定める利用承認基準に該当し、放課後継続的に保護者から保護を受けることができないものとする。

2 放課後子ども教室を利用できる者は、実施校に就学する児童、東京都区内に居住する小学校に就学する児童その他区長が特に必要と認める児童とする。

3 早朝延長利用（放課後子ども教室の実施時間の開始前に利用時間を延長して放課後子ども教室を利用することをいう。以下同じ。）及び夕方延長利用（放課後子ども教室の実施時間の終了後に利用時間を延長して放課後子ども教室を利用することをいう。以下同じ。）ができる者は、放課後子ども教室を利用している児童で、保護者が規則で定める利用承認基準に該当し、当該早朝

延長利用又は夕方延長利用の実施時間に、継続的に保護者から保護を受けることができないものとする。

(利用の承認等)

第五条 学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し承認を受けなければならない。

2 放課後子ども教室を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に放課後子ども教室の利用登録の申込みをしなければならない。ただし、前項の規定により、学童クラブの利用の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 早朝延長利用又は夕方延長利用をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第六条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童クラブの利用の承認をしないことができる。

一 定員に達しているとき。

二 利用しようとする児童が、疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、早朝延長利用及び夕方延長利用の承認をしないことができる。

一 利用しようとする児童が、疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(育成料)

第七条 学童クラブを利用する児童の保護者は、児童一人につき月額六千五百円の育成料を納付しなければならない。

2 学童クラブの延長利用（学童クラブの育成時間を延長して当該学童クラブを利用することをいう。以下同じ。）をする児童の保護者は、前項の育成料に加えて、児童一人につき月額二千円の延長利用のための育成料を納付しなければならない。

3 早朝延長利用をする児童の保護者は、児童一人につき月額千円の早朝延長利用のための育成料を納付しなければならない。

4 夕方延長利用をする児童の保護者は、児童一人につき月額千五百円の夕方延長利用のための育成料を納付しなければならない。

(育成料の減免)

第八条 区長は、前条各項に規定する育成料を、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(育成料の不還付)

第九条 既に納付した育成料は、還付しない。ただし、区長は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(利用承認等の取消し)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童クラブの利用の承認を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 二 第六条第一項第二号に該当することとなったとき。
- 三 正当な理由がなく長期間にわたって利用しないとき。
- 四 利用の申請に虚偽があることが判明したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後子ども教室の利用登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第二項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 二 利用登録の申込みに虚偽があることが判明したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、早朝延長利用及び夕方延長利用の承認を取り消すことができる。

- 一 第四条第三項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 二 第六条第二項第一号に該当することとなったとき。
- 三 正当な理由がなく長期間にわたって利用しないとき。
- 四 利用の申請に虚偽があることが判明したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(利用の停止)

第十一条 区長は、学童クラブ又は放課後子ども教室の利用者が学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定により出席停止となったときは、一時的に学童クラブ又は放課後子ども教室の利用を停止させるものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時的に放課後子ども教室の利用を停止することができるものとする。

一 学校保健安全法第二十条の規定により、実施校の全部又は一部が休業となったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 放課後子ども教室の利用登録の申込み並びに早朝延長利用及び夕方延長利用の申請その他放課後子ども教室の利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例の規定により行った、学童クラブの利用の申請及び承認その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に東京都北区放課後子ども総合プラン事業実施要綱（平成二十五年四月一日二十五北教学第五千七百七十八号）第八条第一項の規定により、一般登録の利用者として登録された児童（同条第二項の規定により利用登録があったものとみなされた児童を含む。）は、第五条第二項の規定により、当該児童の保護者により放課後子ども教室の利用登録の申込みがされた児童とみなす。

5 第七条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の学童クラブの利用に係る育成料について適用し、同日前の学童クラブの利用に係る育成料については、なお従前の例による。

6 当分の間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「児童、」とあるのは、「児童（第一学年から第三学年までに限る。以下この項において同じ。）」とする。